全都道府県の最低賃金の改定額答申が出揃いました

今年度の最低賃金の改定額答申が下表のように取りまとめられました。日付は発行予定日です。

全国加重平均額31円の引上げは、昭和53年(1978年)度に目安制度が始まって以降で最高額です。

この答申された改定額は、都道府県労働局での関係労使からの異議申出に関する手続きを経たうえで、都道府県労働局長の決定により、10月1日以降、順次発行される予定です。

	3地域11最低賃金時間額と発行年月日(円:括弧内は3年度の間	最低賃金)
--	--------------------------------	--------------

北海道920(889)	蘇853(822)	街 854(821)	字数883(853)	秋田853(822)	山形854(822)	鶴858(828)	羢911(879)
邻4年10月2日	和4年10月5日	邻4年10月20日	邻4 年10月1日	令和4年10月1日	令和4年10月6日	输 4年10月6日	邻4 年10月1日
栃木913(882)	群 895(865)	5年987(956)	千葉984(953)	煎1,072(1,041)	蔕川1,071(1,040)	新潟890(859)	副1908(877)
邻4年10月1日	令和4年10月8日	令和4年10月1日	€和4年10月1日	令和4年10月1日	邻4年10月1日	输 4年10月1日	邻4 年10月1日
刊1891(861)	福井888(858)	山梨898(866)	野908(877)	岐阜910(880)	靜 944 (913)	愛知986(955)	三重933(902)
邻4年10月8日	令和4 年10月2日	3 4年10月20日	€和4年10月1日	令和4年10月1日	令和4年10月5日	输 4年10月1日	邻4 年10月1日
滋賀927(896)	就968(937)	太阪1,023(992)	兵庫960(928)	奈良896(866)	7鄧山889(859)	1 (1821)	島根857(824)
邻4年10月6日	和4年10月9日	令和4年10月1日	邻4 年10月1日	令和4年10月1日	邻4 年10月1日	输 4年10月6日	邻4 年10月5日
岡山892(862)	広島930(899)	Ш□888(857)	德855(824)	耆11878(848)	愛媛853(821)	> 部853(820)	福到900(870)
邻4年10月1日	邻4 年10月1日	邻4年10月13日	邻4 年10月6日	令和4年10月1日	令和4年10月5日	输 4年10月9日	邻4年10月8日
佐賀853(821)	長崎853(821)	熊本853(821)	大分854(822)	宮崎853(821)	鹿鳴853(821)	沖縄853(820)	金動運物961
邻4年10月2日	令和4年10月8日	令和4年10月1日	令和4年10月5日	令和4年10月6日	邻4年10月6日	输 4年10月6日	(930)

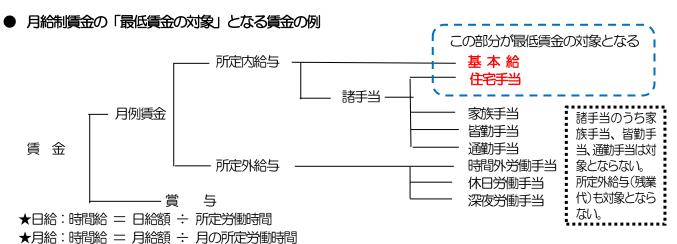
● 最低賃金制度とは

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないとする制度です。最低賃金には、地域別最低賃金と特定(産業別) 最低賃金の2種類があり、地域別最低賃金は、産業や職種にかかわりなく、都道府県内の事業場で働くすべての労働者(パートタイマー、アルバイト、嘱託等の雇用形態を問いません。)を対象としています。仮に最低賃金額より低い賃金を労働者、使用者双方の合意の上で定めても、それは法律によって無効とされ、最低賃金額と同額の定めをしたものとされます。したがって、最低賃金未満の賃金しか支払わなかった場合には、最低賃金額との差額を支払わなくてはなりません。また、地域別最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、最低賃金法に罰則(50万円以下の罰金)が定められ、特定(産業別) 最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、労働基準法に罰則(30万円以下の罰金)が定められています。

● 最低賃金の減額の特例

一般の労働者より著しく労働能力が低いなどの場合に、最低賃金を一律に適用するとかえって雇用機会を狭めるおそれなどがあるため、次の労働者については、使用者が都道府県労働局長の許可を受けることを条件として個別に最低賃金の減額の特例が認められています。

- (1) 精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い方
- (2) 試の使用期間中の方
- (3) 基礎的な技能等を内容とする認定職業訓練を受けている方のうち厚生労働省令で定める方
- (4) 軽易な業務に従事する方
- (5) 断続的労働に従事する方



※月によって所定労働時間が異なる場合:時間給二月給額÷1か月平均所定労働時間(年間所定労働時間÷12か月)

キリン社会保険労務士事務所 特定社会保険労務士 入来院 重宏 〒184-0004 東京都小金井市本町1-8-14 サンリープ小金井305 TEL042-316-6420